

財政運営（育児休業給付）について

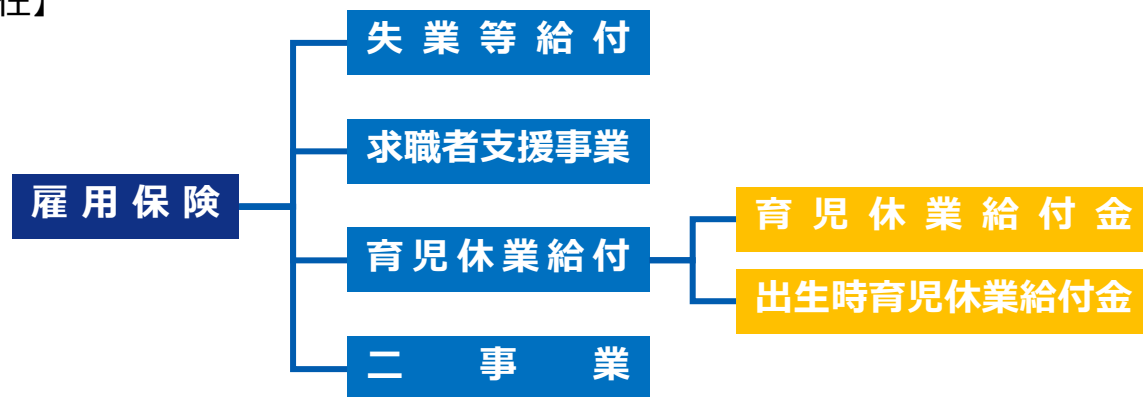
厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

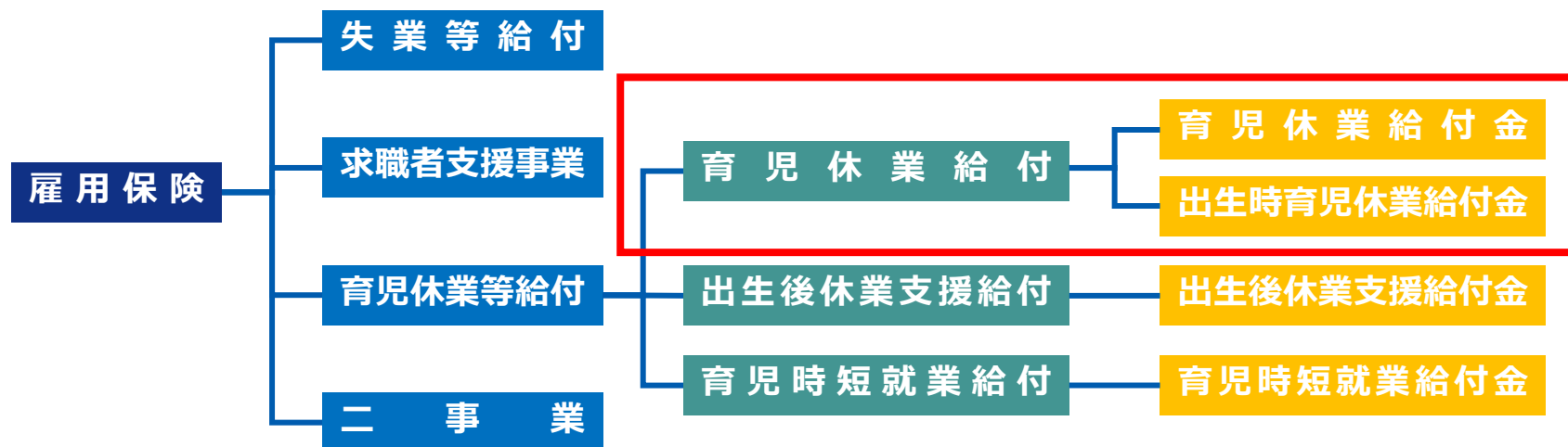
雇用保険制度の概要（体系）

- 令和6年雇用保険制度改正により、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付が創設され、育児休業給付と併せて、育児休業等給付となる。

【現在】



【令和7年4月1日以降】



（注） 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付は、雇用保険料ではなく、子ども・子育て支援納付金を財源とする。

育児休業給付の概要

1) 概要

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、労働者が1歳*1（一定の場合*2には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合*3に、育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金*4）を支給。

- *1 配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業（産後パパ育休含む。）を取得している場合は、1歳2か月（「パパママ育休プラス」）。
- *2 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子を養育している配偶者が死亡した場合 等
- *3 育児休業及び産後パパ育休はそれぞれ2回まで分割して取得が可能。
- *4 出生時育児休業給付金は、産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得した場合に支給される。

2) 支給要件

雇用保険の被保険者（原則、週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用見込み）が育児休業を取得した場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

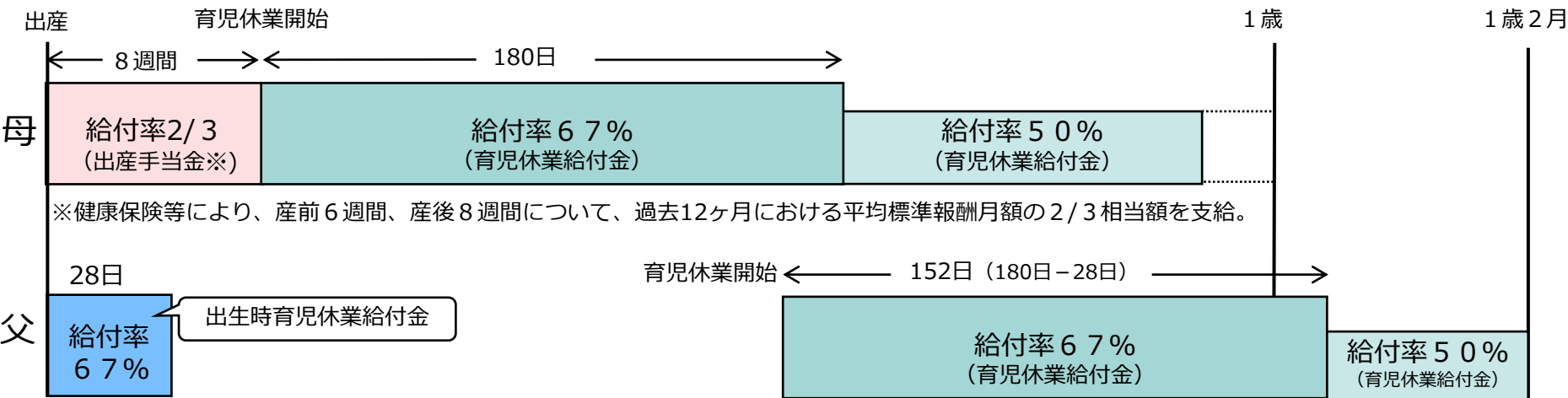
3) 給付額

育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%相当額*5、それ以降は50%相当額。

- *5 給付は非課税であり、育休中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較した実質的な給付率は8割程度。
また、賃金と給付の合計額が休業開始時賃金月額80%を超える場合は、超過分を減額。
- *6 出生時育児休業給付金の支給日数は、支給率67%の日数である180日に通算される。

育児休業給付の上限額・下限額（支給日数が30日の場合）：上限額 315,369円（235,350円）、下限額 57,666円（43,035円）
（括弧内は給付率50%の場合。いずれも令和7年7月31日までの金額。）

「参考」男女ともに育児休業を取得する場合の例



出生後休業支援給付の創設

現状・課題

- 育児休業を取得した場合、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで8割相当）、180日経過後は50%が支給。
- 若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要があり、特に男性の育児休業取得の更なる促進が求められる。

見直し内容

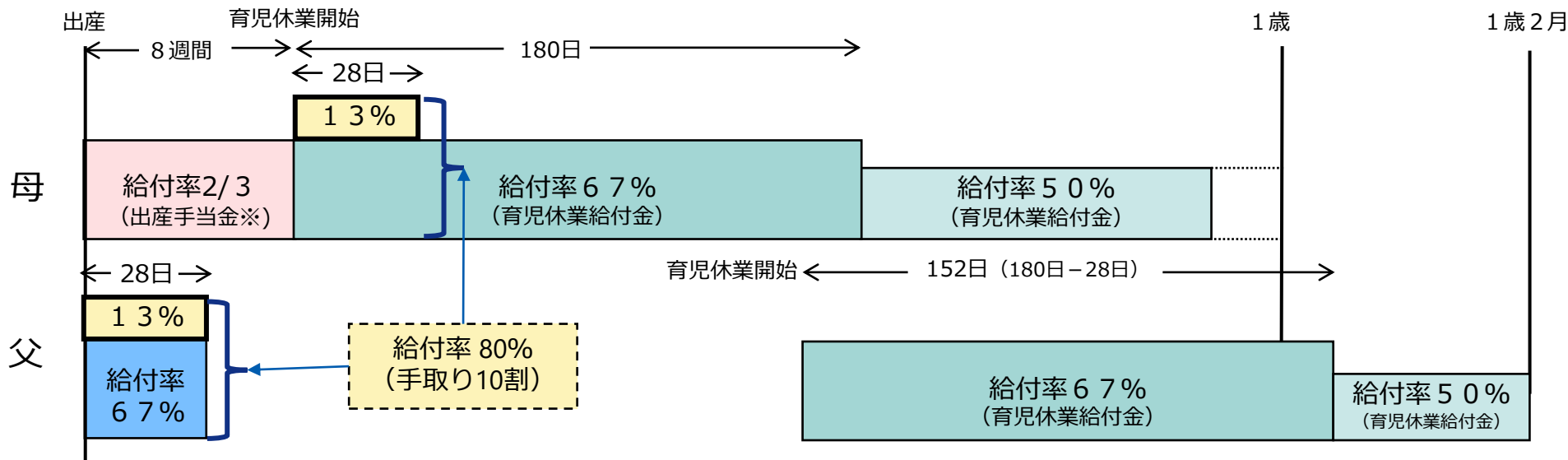
- 子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が**14日以上**の育児休業を取得する場合に、**最大28日間**、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて**給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げる**こととする。

※ 配偶者が専業主婦（夫）の場合や、ひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業の取得を求めずに給付率を引き上げる。

<財源> 子ども・子育て支援金を充当

<施行期日> 2025（令和7）年4月1日

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

育児時短就業給付の創設

現状・課題

- 現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付する制度はない。
- 「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにすることが求められる。

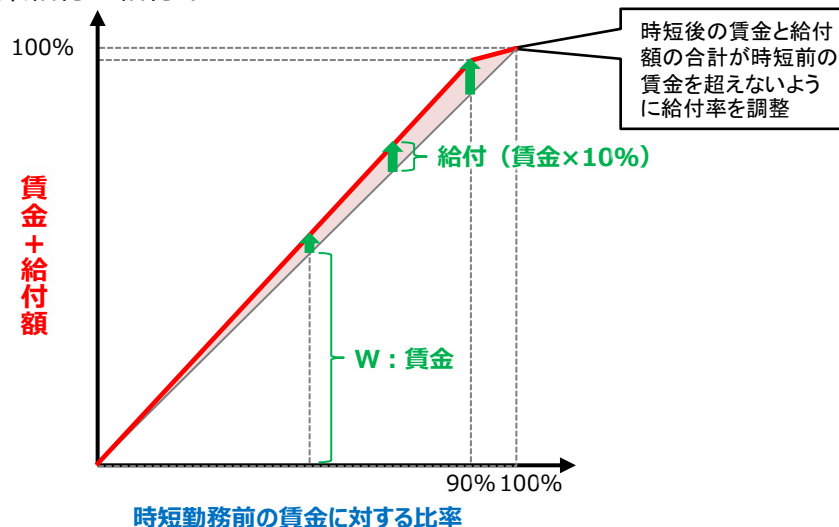
見直し内容

- 被保険者が、**2歳未満の子を養育するため**に、時短勤務をしている場合の新たな給付として、**育児時短就業給付を創設。**
- 給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、**時短勤務中に支払われた賃金額の10%**とする。

<財源> 子ども・子育て支援金を充当

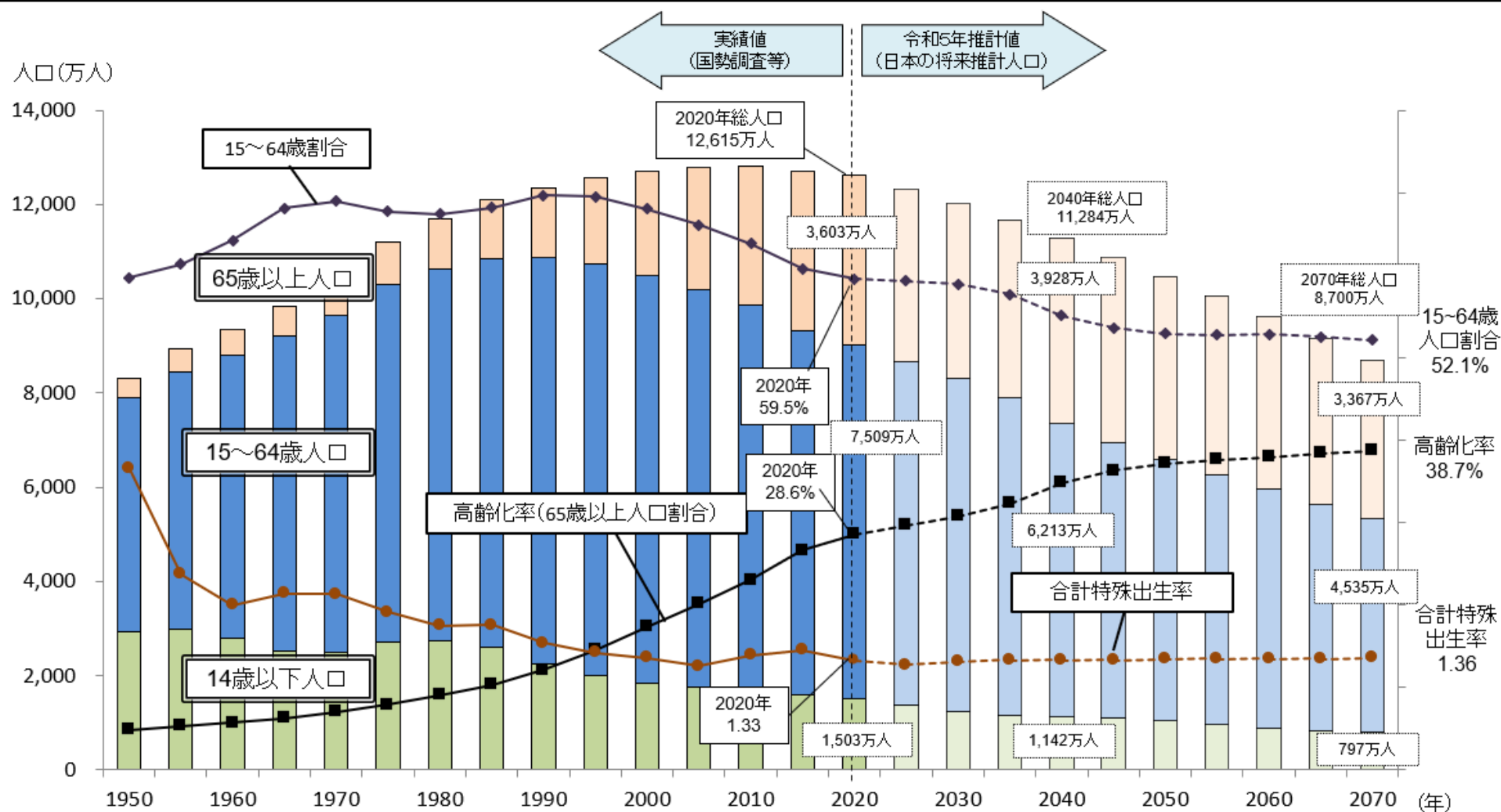
<施行期日> 2025（令和7）年4月1日

○育児時短就業給付の給付イメージ



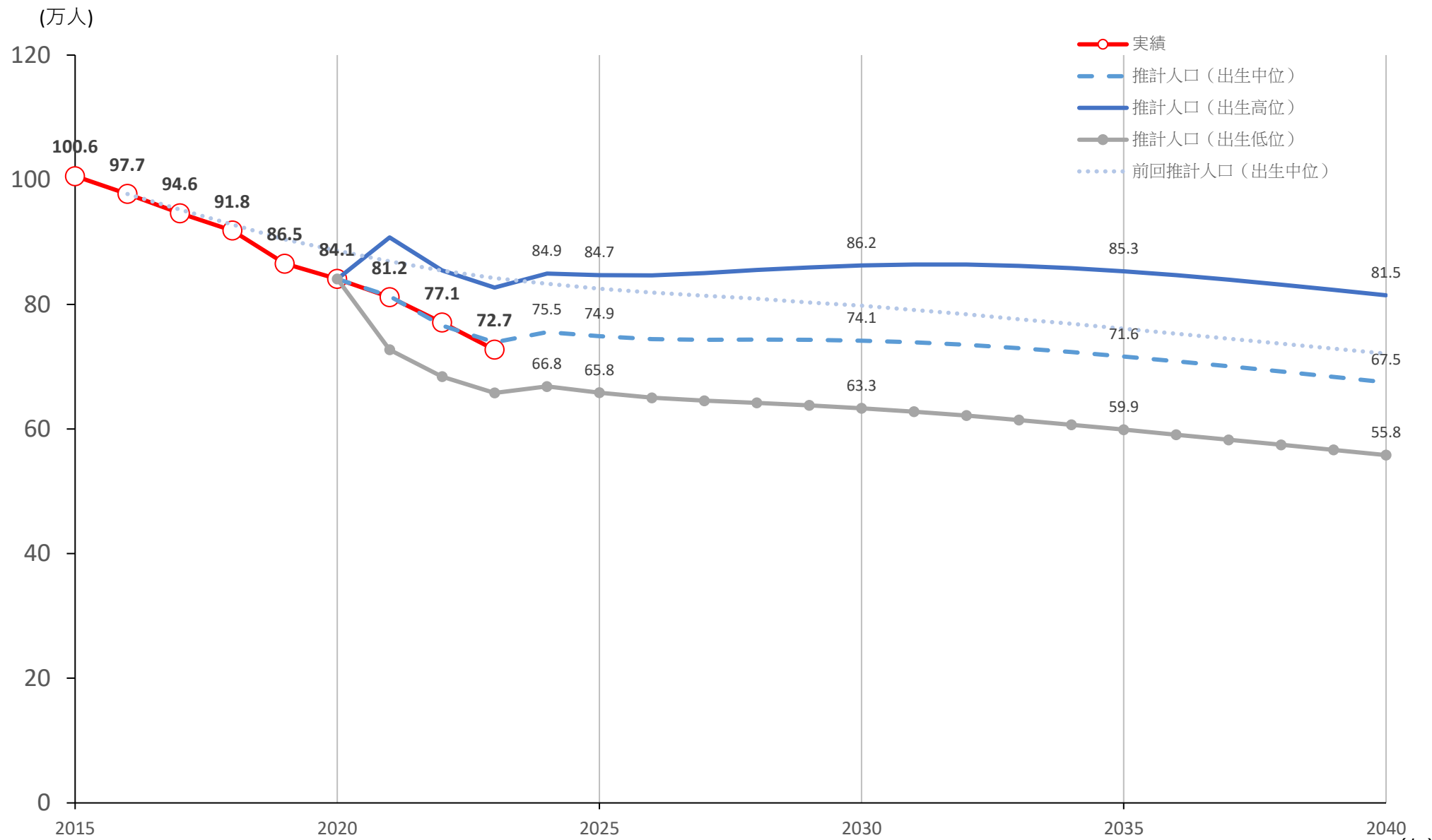
日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

出生数の動向（推計と実績）



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」

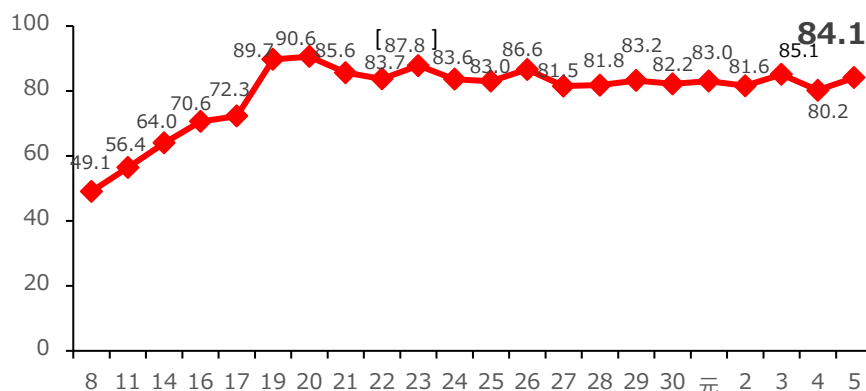
(注) 将来推計人口の出生数は日本人によるもの

育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準（令和5年度：30.1%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は徐々に取得期間が延びているものの、約4割が2週間未満であり、依然として女性に比べて短期間の取得が多い。

育児休業取得率の状況 (%)

【女性】

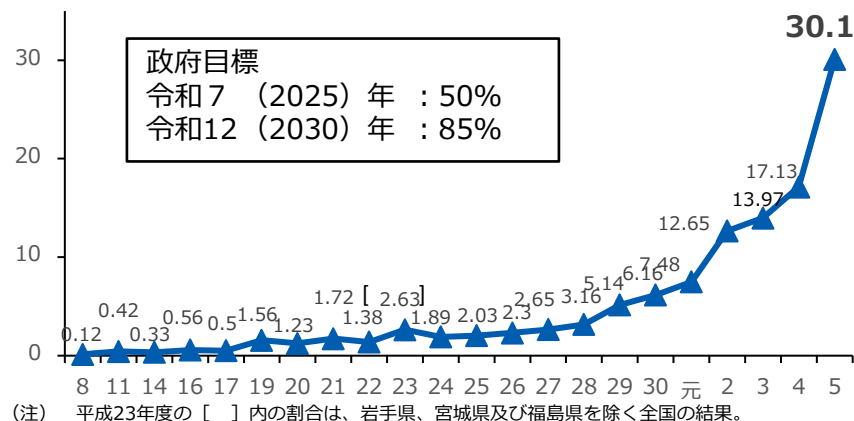


育児休業取得期間の状況 (%)

【女性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
令和5年度	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6

【男性】



【男性】

	5日未満	5日～	2週間～	1月～	3月～	6月～	8月～	10月～	12月～	18月～	24月～	36月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-
令和5年度	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-

※育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$
（*）平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。

※育児休業取得期間の調査対象：
各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者
【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

出生数・育児休業取得者数

- 直近10年で出生数は減少しているが、育児休業給付の初回受給者数は一貫して上昇している。

	出生数（万人）
平成26年	100.4
平成27年	100.6
平成28年	97.7
平成29年	94.6
平成30年	91.8
令和元年	86.5
令和2年	84.1
令和3年	81.2
令和4年	77.1
令和5年	72.7

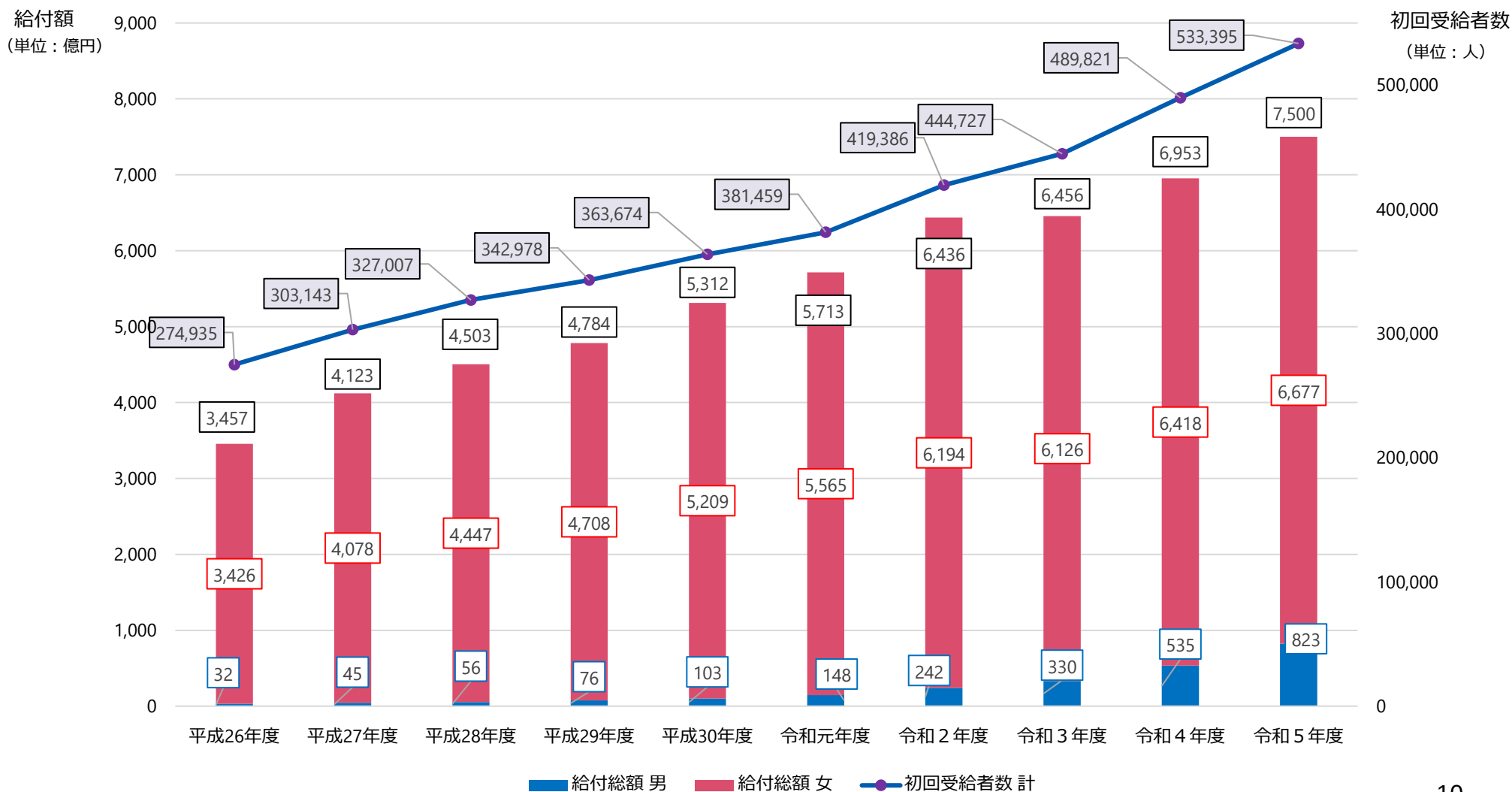
	初回受給者数（人）	対前年比
平成26年度	274,935	7.1%
平成27年度	303,143	10.3%
平成28年度	327,007	7.9%
平成29年度	342,978	4.9%
平成30年度	363,674	6.0%
令和元年度	381,459	4.9%
令和2年度	419,386	9.9%
令和3年度	444,727	6.0%
令和4年度	489,821	10.1%
令和5年度	533,395	8.9%

（注1）出生数については、厚生労働省「人口動態統計」より作成。

（注2）平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

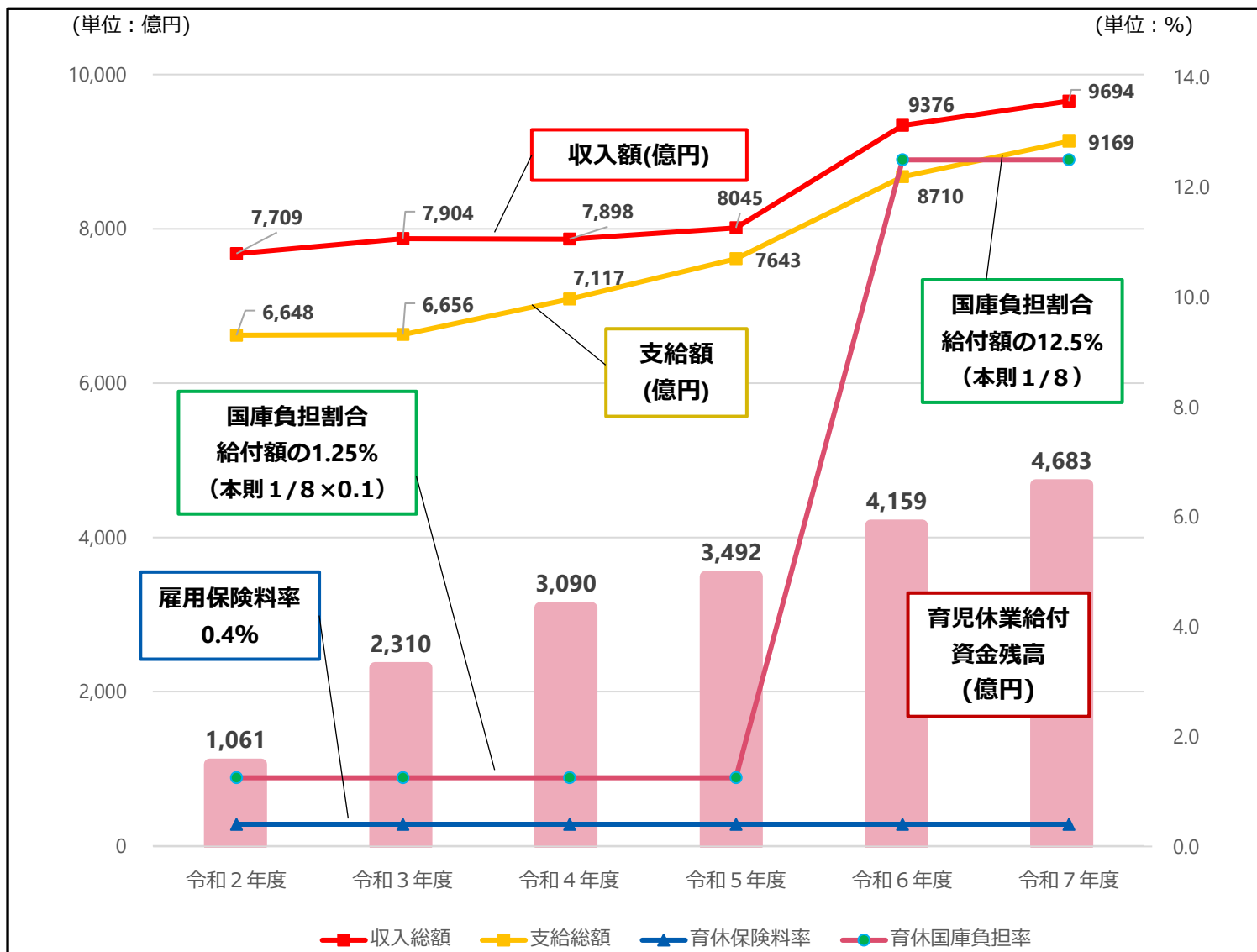
育児休業給付の受給者数、給付額の推移

- 育児休業給付の初回受給者数及び給付総額については、年々増加傾向にあり、令和5年度において、初回受給者数は約53万人、給付総額は約7,500億円となっている。



(注) 給付総額は業務統計値である。

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和5年度までは、決算値である。

(注2) 令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している(令和2年の雇用保険法改正)。

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度 収支イメージ	7年度 要求
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	0.94兆円	1.06兆円
うち保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	0.83兆円	0.84兆円
うち育児休業給付に係る 国庫負担金	81	79	88	93	0.11兆円	0.11兆円
うち子ども・子育て支援 勘定からの繰入金	—	—	—	—	—	0.1兆円
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	0.87兆円	1.01兆円
うち育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	0.86兆円	0.90兆円
うち出生後休業支援給付	—	—	—	—	—	0.02兆円
うち育児時短就業給付	—	—	—	—	—	0.07兆円
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	0.07兆円	0.05兆円
育 児 休 業 給 付 資 金 残 高	1,061	2,310	3,090	3,492	0.42兆円	0.47兆円

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～5年度は決算額。令和6年度は、前年度の決算及び令和6年度当初予算を踏まえた見込額である。令和7年度は概算要求額。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

育児休業給付の支給状況①

	初回 受給者数(人)			平均 受給月額 (円)			平均 給付期間 (月)			給付総額 (千円)		
		男	女		男	女		男	女		男	女
平成26年度	274,935 (7.1)	5,473 (31.2)	269,462 (6.7)	126,463	178,267	126,126	9.9	3.2	10.1	345,720,437 (23.0)	3,152,831 (62.3)	342,567,606 (22.7)
平成27年度	303,143 (10.3)	7,731 (41.3)	295,412 (9.6)	134,907	185,782	134,498	10.1	3.2	10.3	412,300,202 (19.3)	4,529,363 (43.7)	407,770,839 (19.0)
平成28年度	327,007 (7.9)	10,411 (34.7)	316,596 (7.2)	134,438	182,630	133,988	10.2	3.0	10.5	450,343,708 (9.2)	5,649,855 (24.7)	444,693,852 (9.1)
平成29年度	342,978 (4.9)	14,175 (36.2)	328,803 (3.9)	134,810	184,006	134,233	10.3	2.9	10.7	478,372,543 (6.2)	7,569,260 (34.0)	470,803,283 (5.9)
平成30年度	363,674 (6.0)	18,687 (31.8)	344,987 (4.9)	134,925	186,424	134,192	10.8	3.0	11.3	531,237,726 (11.1)	10,303,493 (36.1)	520,934,233 (10.6)
令和元年度	381,459 (4.9)	27,792 (48.7)	353,667 (2.5)	135,398	187,003	134,409	11.1	2.9	11.7	571,348,710 (7.6)	14,844,491 (44.1)	556,504,218 (6.8)
令和2年度	419,386 (9.9)	45,941 (65.3)	373,445 (5.6)	136,571	183,630	135,220	11.2	2.9	12.3	643,584,516 (12.6)	24,157,271 (62.7)	619,427,245 (11.3)
令和3年度	444,727 (6.0)	68,034 (48.1)	376,693 (0.9)	137,444	180,724	135,696	10.6	2.7	12.0	645,604,207 (0.3)	32,967,828 (36.5)	612,636,379 (△1.1)
令和4年度	489,821 (10.1)	109,422 (60.8)	380,399 (1.0)	139,755	184,410	136,990	10.2	2.7	12.3	695,300,779 (7.7)	53,498,138 (62.3)	641,802,641 (4.8)
令和5年度	533,395 (8.9)	157,993 (44.4)	375,402 (△1.3)	143,710	190,954	139,455	9.8	2.7	12.8	750,005,718 (7.9)	82,348,476 (53.9)	667,657,242 (4.0)

(注1) 平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

(注2) 括弧内は対前年比(%)である。

(注3) 支給金額は業務統計値である。

育児休業給付の支給状況②

【月別】

(単位：人、千円、(%))

	初回受給者数			支給金額		
			男	女		
令和4年10月	41,948	(5.9)	9,838 (58.3)	32,110 (△ 3.8)	55,805,260 (8.8)	4,740,015 (64.2)
11月	41,994	(8.1)	9,075 (68.8)	32,919 (△ 1.7)	55,611,608 (7.2)	4,589,627 (64.2)
12月	43,437	(10.0)	10,140 (79.9)	33,297 (△ 1.6)	58,939,249 (6.8)	5,036,922 (70.3)
令和5年1月	44,522	(10.2)	10,552 (55.8)	33,970 (1.0)	61,957,275 (7.2)	5,427,217 (65.6)
2月	43,169	(15.2)	11,158 (59.4)	32,011 (5.0)	61,143,729 (10.7)	5,664,841 (76.1)
3月	50,228	(12.6)	12,617 (65.1)	37,611 (1.8)	73,403,809 (7.0)	6,314,303 (70.6)
4月	37,965	(13.7)	9,782 (83.1)	28,183 (0.5)	64,633,577 (7.1)	5,436,370 (69.6)
5月	42,270	(17.9)	11,522 (105.4)	30,748 (1.7)	71,583,222 (9.6)	5,931,234 (81.1)
6月	44,193	(14.0)	12,586 (83.8)	31,607 (△ 0.9)	58,062,676 (9.5)	5,900,357 (69.9)
7月	40,764	(13.1)	12,138 (52.6)	28,626 (1.9)	52,518,480 (10.4)	5,750,028 (68.5)
8月	45,627	(9.6)	13,942 (35.9)	31,685 (1.0)	57,674,279 (9.8)	6,754,833 (61.1)
9月	43,377	(11.7)	14,035 (39.9)	29,342 (1.9)	54,846,566 (10.5)	6,925,309 (66.3)
10月	47,949	(14.3)	14,765 (50.1)	33,184 (3.3)	62,085,090 (11.3)	7,501,360 (58.3)
11月	47,028	(12.0)	13,741 (51.4)	33,287 (1.1)	60,539,355 (8.9)	7,088,253 (54.4)
12月	46,959	(8.1)	13,868 (36.8)	33,091 (△ 0.6)	64,329,706 (9.1)	7,346,313 (45.8)
令和6年1月	46,488	(4.4)	13,490 (27.8)	32,998 (△ 2.9)	67,389,429 (8.8)	7,764,463 (43.1)
2月	45,091	(4.5)	14,162 (26.9)	30,929 (△ 3.4)	66,555,111 (8.9)	7,949,775 (40.3)
3月	45,684	(△ 9.0)	13,962 (10.7)	31,722 (△ 15.7)	69,788,227 (△ 4.9)	8,000,182 (26.7)
4月	40,658	(7.1)	12,046 (23.1)	28,612 (1.5)	70,404,727 (8.9)	7,500,166 (38.0)
5月	46,685	(10.4)	14,092 (22.3)	32,593 (6.0)	78,577,959 (9.8)	8,232,516 (38.8)
6月	41,940	(△ 5.1)	13,196 (4.8)	28,744 (△ 9.1)	57,751,621 (△ 0.5)	7,253,721 (22.9)
7月	46,472	(14.0)	15,601 (28.5)	30,871 (7.8)	60,709,568 (15.6)	8,391,080 (45.9)
8月	44,446	(△ 2.6)	15,079 (8.2)	29,367 (△ 7.3)	57,947,825 (0.5)	8,398,402 (24.3)
9月	44,009	(1.5)	15,294 (9.0)	28,715 (△ 2.1)	56,683,080 (3.3)	8,672,718 (25.2)

(注1) 括弧内は対前年同月比 (%) である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 令和6年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

(注4) 令和4年10月以降の数値は、出生時育児休業給付金に係るものを含む。

なお、出生時育児休業給付金と育児休業給付金の両方を受給している場合や、分割取得している場合であっても、同一の子に係る給付金であれば、初回受給者数は一人とカウントしている。

育児休業給付の支給状況③

【出生時育児休業給付金】

(単位：人、千円)

	受給者数	支給金額
令和5年5月	4,760	726,772
6月	5,240	798,333
7月	5,133	795,823
8月	5,848	897,742
9月	5,805	911,680
10月	6,368	1,009,896
11月	5,956	949,293
12月	5,987	958,519
令和6年1月	5,618	894,990
2月	5,318	858,645
3月	5,291	858,890
4月	4,740	771,344
5月	5,658	905,056
6月	5,135	834,611
7月	6,095	995,863
8月	5,679	915,254
9月	5,495	894,879

(注1)支給金額は業務統計値である。
(注2)令和6年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

育児休業給付に係る保険料率引上げ及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げを可能とする弾力的な仕組みの導入

令和6年度改正時の課題

- 育児休業給付については、育児休業の取得者数増等を背景に、支給額は年々増加しており、財政基盤の強化が急務。
(令和6年度までの国庫負担割合：本則 1/8 のところ暫定措置として 1/80、令和6年度までの保険料率：0.4%)

令和6年度改正内容

- 男性育休の大幅な取得増(注1)等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和4年雇用保険法改正法の附則の規定(注2)を踏まえ、

① **令和6年度から、国庫負担割合**を現行の1/80から本則の**1/8に引き上げる**(公布日施行)

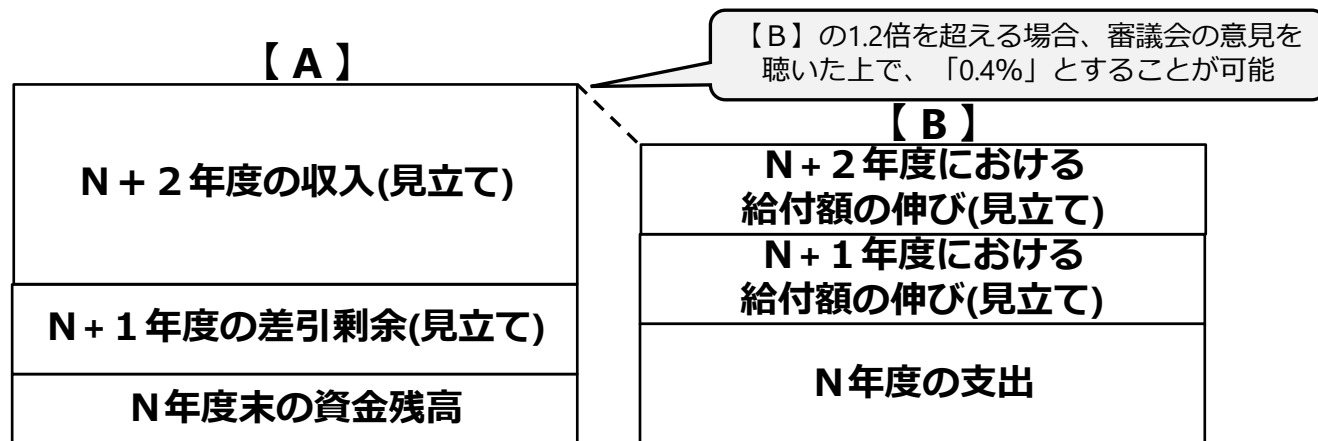
② **当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組み**(注3)を導入する(令和7年4月1日施行)

(注1) 男性の育休取得率の目標：2025年 公務員 85% (1週間以上の取得率)、民間 50%

2030年 公務員 85% (2週間以上の取得率)、民間 85% (出所：こども未来戦略)

(注2) 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(注3) 前年度(N年度)の決算を踏まえた該当年度(N+1年度)の積立金残高(見込み)と翌年度(N+2年度)の収入(見込み)の合計額【A】が、翌年度(N+2年度)の支出(見込み)【B】の1.2倍を超える場合は、翌年度(N+2年度)の料率を0.4%とすることができることとする。



雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌年度の国庫負担額（見立て）} - \text{翌年度の育児休業給付費（見立て）}) + (\text{翌々年度の保険料収入（見立て）} + \text{翌々年度の国庫負担額（見立て）})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}} \Rightarrow \text{保険料率を4/1000とすることが可能}$$

(= 当該年度の育児休業給付費 + (翌年度における給付費の伸び（見立て）) + (翌々年度における給付費の伸び（見立て）))

※ 令和5年度決算額による計算 = 1.54

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険料率を千分の四とすることができる。

一 イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後の規定。

雇用保険部会報告（抄）

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

7 財政運営について

（2）育児休業給付について

② 保険料

○ 男性育休の大幅な取得増等に伴う育児休業給付の今後の見通しを踏まえ、育児休業給付に係る保険料率については、当面は現行の4／1,000に据え置きつつ、今後の財政悪化に備えて、本則料率を令和7年度から5／1,000に引き上げるとともに、実際の料率は、財政状況に応じて、以下のように弾力的に調整できる仕組みを導入すべきである。その際には、この仕組みの内容を含む今回の財政措置の理解が進むよう、周知を行うべきである。

・「N＋2年度の収入」と「N＋1年度末の積立金」の合計額（見立て）が、「N＋2年度の支出」（見立て）の1.2倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の保険料率を4／1,000とすることを可能とする。また、この仕組みの下で、本部会において、実際の保険料率を弾力的に調整できるかを毎年度丁寧に確認すべきである。

○ なお、本部会で上記の確認を行う際には、併せて、保険料が事業主や労働者に影響を与えるものであることも十分に認識しつつ、財政状況のみならず、人口や出生数、育児休業の取得率や期間、育児休業給付の支給実績等の育児休業給付の現状や見通しに基づいた丁寧な議論を行うべきである。

8 その他

○ 上記のとおり、今般の雇用保険制度の見直し事項は多岐にわたるものとなっている。これらの措置の円滑な施行に向け国民各層へのきめ細かい周知・広報等を行うことはもちろん、施行後においては、データ収集や分析を進め、賃金の上昇や男性の育児休業取得の促進等、それぞれの見直しや給付の創設の趣旨に沿った効果が発揮できているかを適時に検証し、必要な措置を講ずるべきである。また、育児休業給付に係る財政基盤強化策を講じた上で、今後、将来において、育児休業給付の財政状況が安定的に推移することとなった場合においては、育児休業給付の財政状況、一般会計の財政状況等を踏まえ、今般の財政基盤強化策について、必要な見直しを行うこととすべきである。

参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

改正の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

改正の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

（3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②目営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
 - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
 - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
 - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （*）を子ども・子育て支援法に位置づけるに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。20

【参考】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に対する附帯決議（抄）

令和6年4月18日 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

- 十三 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十四 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十五 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認すること。
- 十六 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十七 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。

令和6年6月4日 参議院 内閣委員会

- 十四 男女が共に育児を担うことの重要性を始め、「共働き・共育て」の推進に向けて、企業も含めた社会全体で機運を醸成していく取組を推進すること。
- 十五 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付について、その効果や現場に与える影響などを検証した上で、引き続き、労働政策審議会を始めとした関係審議会において審議を行うこと。
- 十六 出生後休業支援給付制度において、男性の育児参加をより促す観点も踏まえ、制度の施行状況を確認し、必要な対応を行うこと。
- 十七 育児時短就業給付制度により、利用する労働者のキャリア形成の阻害や給付の公平性の観点から労働者間の分断などにつながらないように、趣旨などを丁寧に周知しながら取組を進めること。
- 十九 子ども・子育て支援特別会計の創設後も、雇用保険財源の活用の在り方及び保険料率を始め、従来労働政策審議会において議論を行ってきた事項については、引き続き、同審議会において審議を行うこと。

子ども・子育て支援特別会計の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設する。

【特別会計に関する法律】

- ① 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当、子どものための教育・保育給付、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付、育児休業等給付等に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。
- ② 子ども・子育て支援特別会計を「子ども・子育て支援勘定」及び「育児休業等給付勘定」に区分し、子ども・子育て支援勘定は内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定は厚生労働大臣が管理する。※主な歳入・歳出は右図のとおり。
- ③ 事業主拠出金、子ども・子育て支援納付金、雇用保険料といった特定の財源に係る決算剰余金が、特定の財源を充当する経費以外に使われることのないよう、子ども・子育て支援勘定に「積立金（事業主拠出金）」及び「子ども・子育て支援資金（子ども・子育て支援納付金）」、育児休業等給付勘定に「育児休業給付資金（育児休業給付に充てる雇用保険料）」を置き、分別管理する。

※ 上記に伴い、年金特別会計・労働保険特別会計にかかる規定につき所要の整備を行う。

